農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想（素案）

令和８年●月

甘　楽　町

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標
１～３

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
４～６

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
７～８

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
９～１０

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
１１

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項
１２～１５

第６　その他
１６

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　町の農業の現状と課題

甘楽町は、群馬県の西南部に位置し、標高１１５ｍから１，３７０ｍまで分布する標高差のある変化に富んだ地形を有している。また、長い日照時間等の自然条件と大消費地に近接する有利な立地条件を生かし、１年を通して多彩な農業が営まれている。

農家数は年々減少しており販売農家数は１９４戸（２０２５年農林業センサス）で、２０２０年から２０２５年までの５年間で７５戸減少した。

農地については、上信越自動車道や国道２５４号線等の道路交通網の整備に伴う非農業的土地利用への需要増加による農地転用や、農業者の減少及び高齢化の進行に伴う遊休農地の増加により、耕地面積が減少傾向にある。

このため、遊休農地の発生防止及び解消に向けた地域農業の担い手への農地の集積・集約化と、生産性の高い農地の確保が課題となっている。また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地を確保することを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域における秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

２　町の農業生産、農業構造の見通しと展開方向

米麦、生乳、露地野菜、施設野菜などが生産されているが、人口減少による食料需要の減少が見込まれる。また、少数の大規模専作農家と多数の少量多品目生産農家により、多様な農業生産が展開されている。さらに、国内への食料の安定供給、海外への輸出、健康及びアニマルウェルフェア等への関心の高まりから、消費者ニーズの多様化と生産者の販路の多角化が進んでいる。

甘楽町の農業が魅力ある産業として発展し続けるためには、農業経営の収益力を高め、所得の確保・向上を図ることが必要である。そのため、自然条件を生かし、需要動向に即した農業生産を基本に、スマート農業技術の導入、農作業の機械化による生産性の向上と省力化、輸出等による販路の拡大と多角化、資源循環型農業への転換、有機農業の拡大、気候変動を見据えた技術対策及びリスク管理などに取り組むものとする。

３　効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和１７年（令和８年から１０年間）における目指すべき農業経営の目標を明らかにし、地域農業の将来を担う意欲ある農業者を確保・育成することとする。

１）効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、甘楽町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、次のとおり主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保しうる農業経営を育成する。併せて、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

目標年間労働時間	主たる従事者１人当たり１，９００時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者１人当たり　おおむね５００万円 １経営体当たり　おおむね６６０万円

これらの目標を達成するため、地域の話し合いを基本に次のように確保・育成を図る。

２）農業経営基盤強化促進法（以下「法」と言う。）第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）の確保・育成

自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善を進めようとする者に対して、法第１２条に基づく「認定農業者制度」を活用し、農業者自らが作成した農業経営改善計画に基づく規模拡大、生産方式の合理化等の経営改善に向けた取組を関係機関と連携し支援する。１）で示した水準に到達している経営体等に対しても、認定農業者制度へ誘導することにより、計画的な経営改善を支援する。

経営改善計画の終期を迎える認定農業者には、更なる経営発展に資するため、西部農業事務所、甘楽富岡農業協同組合、甘楽町農業委員会、株式会社日本政策金融公庫（以下、「政策金融公庫」という。）等と連携し、計画の達成状況についての分析と課題の把握を行うとともに、新たな計画の作成を推進するよう努めるものとする。さらに、企業的経営を育成する観点から、規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体の法人化を推進するものとする。

４　新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保・育成の基本的な考え方

１）新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

甘楽町の令和７年における新規就農者は１人であり、低い水準で推移している。農地の多面的機能の維持と農産物生産量の維持・拡大を図っていくため、６５歳以下の新規就農者の確保目標を年間３人とし、農家子弟、農外からの新規参入者及び雇用就農者等の意欲ある担い手を確保・育成するものとする。

２）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割程度）を目標とする。

目標年間労働時間	主たる従事者１人当たり１，９００時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者１人当たり　おおむね２４０万円 １経営体当たり　おおむね３５０万円

３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については甘楽町農業委員会や農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）による斡旋を行うとともに、技術・経営面については、西部農業事務所や甘楽富岡農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、円滑な就農及び就農後の定着を支援するものとする。

５　地域営農の活性化

地域農業においては、担い手の高齢化や遊休農地の増加など、様々な課題が山積している。将来にわたって地域農業の健全な発展を図っていくため、農業者や関係機関等による地域での話合いにより、策定された「地域計画」の実現に向けた取組を支援する。特に、今後の農地利用を担う農業経営体等への農地の集積・集約化を一層促進するとともに、将来を見据えた地域農業の担い手の確保・育成に努めるものとする。

６　地域別の取組み

効率的かつ安定的な農業経営を育成するにあたって、基盤整備事業等による生産基盤の整備を促進する。併せて、土地利用型農業については、地域の実情に応じて、「多面的機能支払い交

付金」や「土地大区画化促進事業」の活用を検討することにより、農地利用の集積や作業の受委託を促進し、面的なまとまりを持った農地利用集積を進めることで、生産性の向上や経営の改善を促進するものとする。集約型農業については、コストの低減、高収益作物や加工部門の導入、有機農業への転換を推進し、生産性及び品質の向上並びに高付加価値化による経営の改善を促進することを基本とする。

さらに、平坦地域と中山間地域に区分し、基本的な取組の方向等を示すと次のとおりである。

１）平坦地域

水田作を中心とする地域では、米麦を基幹的な作目とする経営が想定される。面的なまとまりを持った農地利用集積を推進し、規模拡大による生産性の高い個別経営体の育成を図る。また、飼料作物や園芸作物等との複合化等による経営体質の強化を推進する。

畑作を中心とする地域では、露地野菜、施設野菜、花き、果樹及び畜産等を基幹的な作目とする経営が想定される。生産技術の高度化や規模拡大等による経営の効率化を推進し、担い手の育成・発展を支援することにより、一層の産地強化を図る。

２）中山間地域

露地野菜、施設野菜、花き、畜産、工芸作物（コンニャク）、果樹及び菌茸類等を基幹的な作目とする経営が想定される。

面的なまとまりを持った農地利用集積を推進し、露地野菜や工芸作物（コンニャク）、果樹及び畜産等を主体とする大規模な担い手の育成・経営発展を支援する。また、有機 JAS 認証農産物、特別栽培農産物の生産を推進し、環境負荷に配慮した高付加価値な農作物の生産を図る。

併せて、生産条件に恵まれない地域においては、森林や河川などの自然環境を生かした観光との連携や加工等による特色ある付加価値の高い農業生産を推進する。また、鳥獣による被害の増加が懸念されることから、粗放的な管理による遊休農地の発生防止・解消及び有効活用の促進並びに鳥獣害対策等の取組を支援し、担い手の経営基盤の確保を図る。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第１の３に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に甘楽町で展開している優良事例を踏まえつつ、甘楽町における主要な営農類型を例示すると以下のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲 ＋ 小麦	＜作付面積等＞ 水稲 1,000a 小麦 1,000a ＜経営面積＞ 1,000a	＜資本準備＞ （大型機械化一貫体系） トラクター（55+38Ps） 田植機（6条1台） 自脱型コンバイン（5条） ドライブハロー（2.2m） 乗用管理機スプレーヤ付 乾燥機（50石　2台） トラック（2t、軽） 播種機 ＜その他＞ 側条施肥田植機の利用施肥作業の省力化と削減 水稲は箱施設用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化	農地集積による団地化を図る 地域内農家と連携を深め借地経営としての安定性を確保する 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底	家族労働力２人 チェックリストに基づく労働安全の確保 農繁期中の１日当りの労働時間は 10 時間以内にとどめる 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
施設野菜 （キュウリ）	＜作付面積等＞ 抑制キュウリ 25a 促成キュウリ 25a ＜経営面積＞ 25a	＜資本装備＞ トラクター（20Ps） 管理機（7Ps） 土壌消毒機 動力噴霧器 トラック（1t・軽） ハウス内設備一式 暖房機 ＜その他＞ 購入苗利用による育苗効率化 土壌消毒により連作障害回避	畜産農家との連携による良質堆肥の確保 キュウリの出荷規格の簡素化平箱コンテナによる定数詰め出荷 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力２人 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
施設野菜 （ニラ） ＋ 露地野菜 （ナス）	＜作付面積等＞ ハウスニラ 30a 夏秋ナス 20a ＜経営面積＞ 50a	＜資本装備＞ トラクター（20 Ps） 管理機（5 Ps） マルチャー パイプハウス（135 ㎡×15 棟） 保冷庫（1 坪） 動力噴霧機（50L/分） 袴剥き機 結束機 軽トラック ＜その他＞ 接ぎ木苗、土壌消毒により連作障害回避	畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 土壌診断と土壌改良剤の投入	家族労働力２人 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

営　農 類　型	経　営 規　模	生　産　方　式	経営管理 の 方 法	農業従事の実態等
露地野菜 （ナス） + （ネギ）	＜作付面積等＞ 夏秋ナス 20a 秋冬ネギ 90a ＜経営面積＞ 110a	＜資本装備＞ トラクター（30Ps） 管理機（7Ps） マルチャー 簡易移植機（ひっぱりくん） 収穫機 根葉切皮むき機 動力噴霧機 保冷庫（1.5 坪） 軽トラック	畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 土壌診断と土壌改良剤の投入	家族労働力 2 人 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
露地野菜 （ナス） + （タマネギ）	＜作付面積等＞ 夏秋ナス 20a タマネギ 120a ＜経営面積＞ 140a	＜資本装備＞ トラクター（30Ps） マルチャー 管理機（7Ps） 定植機 調製機 動力噴霧機 播種機 トラック（2t、軽） ＜その他＞ ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産とする。	畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 土壌診断と土壌改良剤の投入	家族労働力 2 人 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
露地野菜 （ネギ） + 果樹 （キウイ）	＜作付面積等＞ 秋冬ネギ 120a キウイ 30a ＜経営面積＞ 150a	＜資本装備＞ トラクター（30 Ps） 管理機（7Ps） 定植機 収穫機 根葉切皮むき機 自走式草刈り機 動力噴霧機（50L/分） 重量選果機 保冷庫 軽トラック	畜産農家との連携による良質堆肥の確保 省力化機械の導入 成木・果樹棚の整備されたほ場を貸借 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 1 人 臨時雇用 3 人 （受粉、収穫） 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
果樹専作 （リンゴ）	＜作付面積等＞ リンゴ 120a ＜経営面積＞ 120a	＜資本装備＞ リンゴ樹 トレリス 防霜ファン スピードスプレイヤー（1000L） 乗用草刈り機 高所作業車 保冷庫 2 坪 軽トラック 2 台 ＜その他＞ 県育成品種及び「ふじ」を中心とする品種構成	消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 直売、宅急便等による多元販売の推進 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 畜産農家との連携による良質堆肥の確保	家族労働力 3 人 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

営　農 類　型	経　営 規　模	生　産　方　式	経営管理 の 方 法	農業従事の実態等
施設花き （トルコギキョウ） ＋ 露地花き （コギク）	＜作付面積等＞ 露地コギク 60a トルコギキョウ 10a ＜経営面積＞ 70a	＜資本装備＞ トラクター（20Ps） 管理機（7Ps） 動力噴霧器 トラック（1t・軽） ハウス内設備一式 冷暖房機 保冷庫 選花機 ＜その他＞ トルコギキョウ 二度切り栽培を導入 セル苗利用による育苗省力化 コギク 品種、作型の組合せによるﾛｰﾃｰｼｮﾝ出荷	市場外流通を含めた販売路開拓 消費者ニーズに合わせた品種構成 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 畜産農家との連携による良質堆肥の確保	家族労働力２人 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
酪農 ＋ 繁殖和牛	＜飼養頭数＞ （酪農） 経産牛 40 頭 育成牛 18 頭 (経産牛１頭当たり乳量 8,500kg) （繁殖和牛） 成雌牛 10 頭 ＜飼料作物＞ 作付実面積 500a	＜資本装備＞ つなぎ飼い・パイプラインミルカー方式 牛舎・付属施設 ミルカー(4 ﾕﾆｯﾄ) ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ（1500L） ﾄﾗｸﾀｰ(105,77Ps:共有) 飼料作栽培作業機械　一式(共有) 飼料作収穫作業機械　一式(共有) 堆肥化施設 トラック２台（２ｔ） ＜その他＞ 粗飼料自給を基本とし資源循環型の経営 家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 雌選別精液利用による効率的な後継牛確保 受精卵移植技術による高能力牛確保	簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 牛群検定の活用 繁殖成績管理 販売成績管理 優良系統分析	家族労働力３人 ヘルパーの活用による休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
コンニャク 専作	＜作付面積等＞ コンニャク 900a 緑肥 100a ＜経営面積＞ 1,000a	＜資本装備＞ トラクター（80Ps、30Ps） 管理機（7Ps） ブームスプレーヤ（片腕 15m） 土壌消毒機（マルチ同時） 植付機 掘取機 フォークリフト（1.8t） トラック（2t・軽） ＜その他＞ 緑肥による連作障害の回避 ボルドー液散布の軽減による低農薬栽培技術の確立 ほ場越冬栽培による省力化と栽培コスト削減	畜産農家との連携による良質堆肥の確保 雇用労働力の安定確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力２人 雇用労働力４人 （植付、収穫時） 定期的な休日の確保 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１の４に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に甘楽町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、甘楽町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の実態等
施設野菜（キュウリ）	＜作付面積＞ 促成キュウリ 10a 抑制キュウリ 20a ＜経営面積＞ 30a	＜資本装備＞ 潅水施設 燃料タンク（2kL） トラクター（20Ps） 動力噴霧機 管理機（7Ps） 土壌消毒機 温風暖房機（400 坪用） トラック（1t） ＜その他＞ 購入苗利用による育苗の省力化 土壌消毒により連作障害回避	畜産農家との連携による良質堆肥の確保 農機具の保守管理を徹底し、機械コストの低減を図る 出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷	家族労働力２人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
施設野菜（ニラ） ＋ 露地野菜（ナス）	＜作付面積＞ ハウスニラ 15a 夏秋ナス 10a ＜経営面積＞ 25a	＜資本装備＞ パイプハウス（135 ㎡×12 棟） トラクター（20Ps） 管理機（5Ps） マルチャー 動力噴霧機（30L/分） 袴剥き機 結束機 保冷庫（1 坪） 軽トラック 土壌消毒機 ＜その他＞ 土作りによる充実した株養成と厳寒期の保温徹底による高品質生産 購入苗利用による育苗の省力化	雇用労働力の安定確保 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 農機具の保守管理を徹底し、機械コストの低減を図る	家族労働力２人 雇用労力（作業全般に渡り、不足する労働力を雇用により確保） チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
露地野菜（ナス） ＋ （ネギ）	＜作付面積＞ 夏秋ナス 10a 秋冬ネギ 40a ＜経営面積＞ 50a	＜資本装備＞ トラクター（30Ps） 管理機（7Ps） マルチャー 簡易移植機（ひっぱりくん） 収穫機 根葉切皮むき機 動力噴霧機 保冷庫（1.5 坪） 軽トラック ＜その他＞ ナスは購入苗利用、Ｖ字仕立てによる高品質生産とする。	雇用労働力の安定確保 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力１人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営　農 類　型	経　営 規　模	生　産　方　式	経営管理 の方法	農業従事の実態等
露地野菜 （ナス） ＋ （タマネギ）	＜作付面積＞ 夏秋ナス 10a タマネギ 60a ＜経営面積＞ 70a	＜資本装備＞ トラクター（30Ps） マルチャー 管理機（7Ps） 定植機 調製機 動力噴霧機 播種機 保冷庫（1.5 坪） 軽トラック ＜その他＞ ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産とする。	雇用労働力の安定確保 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコストの低減を図る 農機具の保守管理を徹底し、機械コストの低減を図る	家族労働力１人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
露地野菜 （夏秋ネギ） + （秋冬ネギ）	＜作付面積＞ 夏秋ネギ 30a 秋冬ネギ 50a ＜経営面積＞ 80a	＜資本装備＞ トラクター（30Ps） 管理機（7Ps） 簡易移植機（ひっぱりくん） 収穫機 根葉切皮むき機 コンプレッサー 動力噴霧機（50Ｌ/分） 播種機（1 条） 保冷庫（1.5 坪） 軽トラック ＜その他＞ ネギは連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 夏秋ネギと秋冬ネギによる計画生産	雇用労働力の安定確保 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコストの低減を図る 農機具の保守管理を徹底し、機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

第３　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

甘楽町の特産品である農畜産物の安定的な生産を維持し、本町農業の持続的な発展を図るためには、新規就農者の確保及び収益性の高い経営体の育成が重要である。生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応できる高度な技術を有する人材の育成に取り組むとともに、新規就農者をはじめ家族経営や副業的経営など多様な農業経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

そのため、認定農業者制度及び認定新規就農者制度並びにこれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、西部農業事務所、甘楽富岡農業協同組合等と連携し、研修や技術指導、経営相談対応等の支援に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする異業種からの転職や移住希望者など幅広い層に対し、農業が職業の選択肢となるよう情報の発信や農業の理解促進を図る。

さらに、農地の集約、スマート農業技術や農業支援サービスの活用を推進し、より少ない農業従事者数で生産力を維持するとともに雇用力のある経営体の増加を一体的に進める。また、スマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う農業支援サービス事業体による農作業の受委託を促進するものとする。

２　市町村が主体的に行う取組

甘楽町は、新たに就農しようとする者及び農業を担う多様な人材の確保に向け、西部農業事務所や甘楽富岡農業協同組合その他関係機関と連携し、就農等希望者に対する情報提供及び移住に関する相談対応等の支援を行う。また、農業技術及び農業経営に関する知識・技能の習得を支援するため、研修の実施や研修農場の整備を進めるとともに、農用地や農業用機械等の確保及び斡旋並びに資金調達に関する支援を行うものとする。

これらの支援を効果的かつ総合的に実施するため、就農相談員を設置するとともに、本町、西部農業事務所、甘楽町農業委員会、甘楽富岡農業協同組合、農林大学校等その他の関係機関・団体との連携体制を構築する。これにより、農業を担う者の受入から定着及び経営発展に至るまで、一貫した支援を実施するものとする。

さらに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて「地域計画」の実現に向けた地域の話合いである「協議の場」への参加を促進する。

本町は、認定農業者が経営改善計画を達成することに加え、認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、円滑に就農し、地域に定着するとともに、経営発展を図ることができるよう必要な助言、指導その他のフォローアップを行うものとする。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

甘楽町は、西部農業事務所、甘楽町農業委員会、甘楽富岡農業協同組合、農林大学校等と連携し、農業を担う者の確保及び育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。その際、本町が全体の調整及び進行管理を担い、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の斡旋、就農後の定着に向けた支援等を実施するものとする。

また、群馬県農業会議、農地中間管理機構及び甘楽町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・斡旋等を行うものとする。

4　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

甘楽町は、関係機関・団体と連携して、区域内における品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営所得及び生活の見通し等、就農等希望者が必要とする情報を整理するとともに、群馬県及び農業経営・就農支援センターに提供するものとする。

また、農業を担う者の確保を図るため、甘楽富岡農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、経営移譲を希望する農業者に関する情報の把握に努めるものとする。本町の区域内において後継者の確保が困難な場合は、西部農業事務所、農業経営・就農支援センターその他の関係機関へ情報提供し、担い手とのマッチングを推進する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が経営を承継できるよう、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、甘楽町農業委員会その他の関係機関と連携し、農地や経営資源の承継に係る調整その他必要な支援を行うものとする。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の本町の農用地のうち、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用集積する面積の目標を示すと、次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備　　考
４６．３％	

「地域計画」の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化を進める。そのため、担い手間の利用調整や圃場整備等を推進し、農地中間管理機構を中心に、甘楽町、甘楽町農業委員会及び甘楽富岡農業協同組合等の関係機関が一体となって、農用地の利用調整に取り組む。これにより、分散錯圃の解消を図るとともに、担い手が利用する農用地の連担化及び団地面積の拡大を推進する。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

甘楽町の複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業を推進する。

１　法第１８条第１項の協議の場の設置の方法、法第１９条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

地域計画は、地域における農業の将来の在り方及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針を明らかにし、担い手への農地の集積・集約化を推進するために策定するものである。

甘楽町においては、法に基づき令和７年３月に地域計画を策定したところであり、今後は地域の実情や農業を取り巻く環境の変化に応じて、協議の場における話合いを通じて地域計画の見直し及び充実を図るものとする。

協議の場の開催に当たっては、幅広い農業者の参画を図るため、本町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、農業関係者が参加する各種会合等を積極的に活用し、周知に努める。

参加者については、農業者、本町、甘楽町農業委員、農地利用最適化推進委員、甘楽富岡農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、西部農業事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

さらに、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を甘楽町産業課に設置する。

地域計画の区域については、農業上の利用が行われる農用地等を対象として、集落その他農業上の利用及び管理の一体性が確保される区域を基本とし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

本町は、地域計画の策定及び変更に当たり、西部農業事務所、甘楽町農業委員会、農地中間管理機構、甘楽富岡農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、協議の場の設置から地域計画の公表までの進捗管理を適切に行うものとする。地域計画の達成状況について毎年検証を行い、農地中間管理事業による農用地の貸借等の実施状況を踏まえながら、必要に応じて地域計画の見直し及び内容の充実を図るものとする。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の基準に関する事項

１）農地利用改善事業の実施の促進

甘楽町は、地域計画の達成に資するよう、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な取組を支援し、地域関係農業者等の組織する団体による農地利用改善事業の実施を促進するものとする。

２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、土地の自然的条件、営農類型、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の範囲並びに地域計画の区域との整合性等を勘案し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図ることが適当と認められる区域とする。なお、当該区域は、原則として複数（２～３程度）集落を単位とするものとするが、地域の実情に応じて、地域計画の区域その他農業上の一体性を有する区域を単位とすることができる。

３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業は、地域計画の区域その他の農業上の利用が行われる農用地の区域において、農用地利用改善団体が作成する農用地利用規程に基づき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するために実施する。本町は、地域計画の実現に向けて、農用地利用改善団体の設立及び活動を支援するとともに、甘楽町農業委員会、農地中間管理機構、甘楽富岡農業協同組合等の関係機関と連携し、担い手への農地集積・集約化及び農用地の有効利用を推進する。また、農用地利用規程の策定及び変更に当たっては、地域計画との整合を図りながら、地域の実情に応じた農用地の利用調整を進めるものとする。

4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための基本的な事項
イ 農用地利用改善事業の実施区域
ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培改善に関する事項
エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ 認定農業者に対する農用地の利用集積及び集約化の目標その他農用地の利用関係改善に関する事項
カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる事項の実施方策を具体的に定めるものとする。

5）農用地利用規程の認定

① 2）に規定する区域を事業の実施区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第６－１号の認定申請書を甘楽町に提出して、農用地利用規程について甘楽町の認定を受けることができる。

② 甘楽町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定を行う。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想及び地域計画に適合するものであること。
イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
ウ 役割分担及び利用集積に関する内容が地域の農業を担う者の育成及び農業経営の改善に資するものであること。
エ 農用地利用規程が適正に定められ、当該規程に基づく事業の実施が確実であると認められること。

③ 甘楽町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の公報への掲載やインターネットの利用等により公告するとともに、認定した旨を当該団体に通知する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

6）特定農用地利用規程の認定

①特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）または、一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待される。

②特定農用地利用規程には、4）①に掲げる事項のほかに加え、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人等の名称及び住所
イ 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等に関する事業
エ　農地中間管理事業の利用に関する事項
オ　その他必要な事項

③　甘楽町は、特定農用地利用規程について認定申請があった場合において、当該規程が５）の②に定める要件のほか、次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定を行うものとする。
ア　農用地の利用集積及び集約化の目標が当該区域内の農用地の相当部分を対象とするものであること。
イ　構成員から農作業の委託又は利用権設定等の申出があった場合に、特定農業法人又は特定農業団体がこれを受けることが確実であると認められること。
ウ　地域計画の実現及び農用地の効率的かつ総合的な利用の推進に資するものであること。

④特定農用地利用規程の変更又は廃止については、（５）の規定を準用する。

７）農用地利用改善団体の勧奨等
①　５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農用団体を含む。）に利用権の設定または、農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定または、農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

８）農用地利用改善事業の指導及び援助
①　甘楽町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助を行うものとする。
②　甘楽町は、認定団体又は認定を受けようとする団体から相談があった場合は、西部農業事務所、甘楽町農業委員会、甘楽富岡農業協同組合、農地中間管理機構その他関係機関と連携し、地域計画の実現に向けた総合的かつ重点的な支援を行うよう努めるものとする。

３　農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

１）農作業の受委託の促進
甘楽町は、次に揚げる事項を重点的に推進し、農作業の委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。
ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託の斡旋の促進
イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性について

の普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

2）農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農作業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

3）農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

１　この基本構想は、平成　７年　１月２４日から施行する。
２　この基本構想は、平成１２年　３月３１日から施行する。
３　この基本構想は、平成１８年　６月１４日から施行する。
４　この基本構想は、平成２２年　６月　４日から施行する。
５　この基本構想は、平成２４年　２月２３日から施行する。
６　この基本構想は、平成２６年　９月３０日から施行する。
７　この基本構想は、平成２９年　３月２８日から施行する。
８　この基本構想は、令和　４年　２月２１日から施行する。
９　この基本構想は、令和　５年　９月２９日から施行する。
１０　この基本構想は、令和　８年●●月●●日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。